

第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

1. 市全体に関する事項

(1)文化財の保存・活用の現況と今後の方針

市内には、国指定の文化財20件、国選定の文化財1件、国の登録有形文化財11件、県指定の文化財44件、市指定の文化財120件があり、その合計は196件です。

本市は、文化財保護法、山口県文化財保護条例、岩国市文化財保護条例に基づき、国や県の指導助言を受け、これらの保存活用に取り組んでいます。なお、保存活用計画は国指定・選定の文化財の一部について策定されています。

一方、未指定・未登録の文化財については、岩国城下町を含め、その全容把握が一部しか完了していません。

今後は、国・県・学識経験者等の協力を得ながら、文化財の総合的把握や^{しつかい}悉皆調査等に取り組み、指定・登録制度等の活用による適切な保護の推進を図ります。また、その推進にあたっては、文化財保護法に基づく適切な保存活用の推進に取り組んでいきます。なお、解体等が避けられない有形の文化財や、後継者の不足により存続が困難となっている無形の文化財については、必要に応じて、図面化や映像等による記録保存に努めていきます。

(2)文化財の修理(整備)に関する方針

有形文化財は災害や経年劣化により毀損^{きそん}や滅失が生じる恐れがあることから、日ごろの予防策と損傷等が生じた際の適切かつ迅速な修理・復旧が必要です。

今後は、当該文化財の価値を損なうことのないように、必要な調査を行った上で、国・県・学識経験者等の協力を得ながら内容を検討し、修理を行います。また、民間が所有する歴史的建造物の修理(整備)については、必要に応じて、その保存活用に向けた支援に努めます。

(3)文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

市内には文化財の保存・活用を行う博物館や資料館として、岩国^{ちようこかん}徴古館をはじめとした多くの施設が存在します。また、城山には岩国城(再建天守閣)があり、岩国城下町と城山は岩国城ロープウエーで結ばれています。これら施設の中には、老朽化が目立つ施設や、展示内容の更新が図られていない施設があります。また、施設相互のネットワークが十分に整っておらず、来館者の回遊も十分ではありません。

今後は、岩国市博物館等施設再整備計画及び岩国市博物館基本計画等に基づき、計画的に整備を行っていきます。

(4)文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財の周辺環境については、都市計画法等に基づき、その保全に取り組んできました。一方、文化財の周辺には、当該文化財と不釣り合いな建築物や工作物が存在するところもあります。

今後は、都市計画法、景観法等に基づき、必要に応じて周辺環境の保全に関する規制・誘導策の強化に取り組めます。また、文化財周辺の景観と調和した整備の推進や促進を図ります。

(5)文化財の防災に関する方針

有形の文化財は、火災、地震、落雷、水害、台風等の災害による毀損や滅失、そして放火、盗難等といったリスクを有しています。

今後は、さまざまな自然災害や人為的災害から文化財を守る防災対策を検討し、市民の防災に対する意識の向上等、被災リスクの軽減に向けた文化財の防災・防犯に対する備えを万全にするように努めていきます。

(6)文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

本市では、文化財の保存及び活用の普及・啓発にあたって、案内板の設置、パンフレットの配布、インターネットを活用した情報発信等に取り組んできました。また、子供を含む市民を対象とした講座や体験イベント等の開催にも取り組んできたところです。

今後は、これまでの取組を継続しつつ、更に発展させていくように、普及・啓発に向けた内容の充実に取り組んでいくことを基本とします。

(7)埋蔵文化財の取扱いに関する方針

本市には、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地が市内に分布しています。

引き続き、周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等に対して、発掘に関する届出や遺跡の発見に関する届出等の義務の徹底と周知に取り組めます。

重要と判断される遺跡については、学識経験者らの指導を得ながら、山口県と調整を行い必要に応じて発掘調査を行い、安全管理を確保できる範囲で、調査現場の随時公開、現地見学会等の実施に努めます。

調査で得られた成果については、発掘調査報告書を刊行し、市民向けのパンフレット等の印刷物刊行や文化関係施設での展示等を行い、積極的な公開に努めます。

(8)文化財の保存・活用に係る体制と今後の方針

文化財の保存・活用に係る体制については、令和5年(2023)4月1日から、市長部局である岩国市文化スポーツ振興部文化財課及び錦帯橋^{きんたいきょう}課がその事務・事業を行っています。

現在、文化財課には、6名の職員を配置し、専門職員として文化財専門員を2名配置しています。また、「岩国市文化財保護条例（平成18年3月20日条例第287号）」の第21条の規定に基づき、「岩国市文化財審議会」が設置されています。委員は、学識経験者8人で構成されています。それぞれの専門分野は、金石文・教育史、日本史・民俗学、名勝、建築・文化的景観、歴史資料、考古学、天然記念物（動物）、天然記念物（植物）です。

（９）各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

文化財を保存・活用していくため、市内で活動する各種団体と連携していくことも必要です。

今後は、歴史的風致の維持向上に寄与する活動を実践する各種団体との連携を深め、必要な情報の提供や人材の育成、官民協働による文化財の保存・活用の体制の構築に取り組めます。

表5-1 文化財の保存・活用に関わる主な団体

	団体名	活動概要
1	岩国市民俗芸能協会	旧岩国市区域における民俗芸能団体で構成。民俗芸能の保存継承を目的とした各種活動に取り組む。
2	山代神楽連絡協議会	山代地域の各地に伝わる「山代神楽」の保存伝承を目的とした各種活動に取り組む。
3	一般財団法人岩国白蛇保存会	国指定天然記念物「岩国のシロヘビ」の保存・活用に取り組む。
4	錦川オオサンショウウオの会	宇佐川流域を中心に生息する特別天然記念物「オオサンショウウオ」の保護活動に取り組む。
5	公益財団法人吉川報効会	吉川家伝来資料の保存・公開を行い、広く芸術、文化の普及並びに調査研究に寄与するとともに、文化、教育の振興に貢献する事業を行う。
6	公益財団法人柏原美術館	奈良時代から江戸時代までの書画、甲冑、刀剣、陣羽織など約6,000点を所蔵。常設展のほか、さまざまな特別展、企画展も開催する。
7	一般財団法人五橋文庫	陶磁器・書画などを所蔵・公開する。
8	岩国観光ガイドボランティア協会	岩国城下町の文化財等に来訪者を案内し、歴史や文化を伝える。
9	一般社団法人岩国市観光協会	岩国城下町の文化財等の観光資源の保護、う飼い鶏運営、開発及び紹介宣伝、観光客の誘致及び接遇を行う。
10	岩国藩鉄砲隊保存会	火縄銃砲術の伝承、演武による観光岩国のPRを行う。
11	特定非営利活動法人宇野千代生家	宇野千代生家の保存、管理、企画展示及び商品の販売を行う。

2. 重点区域に関する事項

(1)文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

きゅうめかた

- ・旧目加田家住宅の活用促進に向けた施設整備の推進

[重点区域内での実施事業]

○重要文化財旧目加田家住宅整備事業

(2)文化財の修理(整備)に関する具体的な計画

- ・重要文化的景観の重要な構成要素に特定された岩国高校記念館の保存・活用に向けた耐震補強、改修工事の推進
- ・重要文化的景観の重要な構成要素の修理・復旧の推進
- ・岩国城跡の価値を明らかにする調査及び公開活用の推進
- ・重要文化的景観の重要な構成要素以外の歴史的建造物、景観重要建造物、修繕対象物件、国県市指定文化財、登録有形文化財、等の保存活用
- ・岩国学校教育資料館、岩国練武場、JR西岩国駅駅舎の保存活用に向けた整備の推進

[重点区域内での実施事業]

○岩国高校記念館改修事業

○重要文化的景観の重要な構成要素の整備

○岩国城跡調査事業

○歴史的建造物の保存活用

○岩国学校教育資料館改修事業

○岩国練武場改修事業

○JR西岩国駅駅舎改修事業

(3)文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

- ・岩国城ロープウエー駅舎の耐震化を伴う改修、バリアフリー化の推進
- ・岩国城耐震等改修事業
- ・文化的景観を体感できる整備の推進
- ・吉香公園^{きっこう}の園路整備の推進
- ・錦帯橋下河原の駐車場再配置の推進
- ・岩国城下町の観光案内施設整備の推進
- ・資料の収蔵・展示を集約し情報発信する博物館の整備

[重点区域内での実施事業]

- 岩国城ロープウエー耐震等改修事業
- 岩国城耐震等改修事業
- 文化的景観の整備活用
- 吉香公園 北東ゾーン園路整備事業(仮称)
- 岩国2丁目観光駐車場整備事業
- 岩国4丁目観光駐車場整備事業
- (仮称)錦帯橋ビジターセンター整備事業
- 岩国市博物館整備事業

(4)文化財の周辺環境の保全に関する具体的な計画

- ・まちなみと調和した環境整備の推進
- ・良好な景観の形成に寄与すると認められる工事に対して、必要と認める経費の助成

[重点区域内での実施事業]

- 城下町街なみ環境整備事業
- 景観形成事業補助制度

(5)文化財の防災に関する具体的な計画

- ・旧目加田家住宅の活用促進に向けた防災にかかわる施設整備の推進

[重点区域内での実施事業]

- 重要文化財旧目加田家住宅整備事業【再掲】

(6)文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

- ・岩国南条踊^{なんじょうおどり}の記録
- ・山代神楽^{やましるかぐら}の普及・PRの促進

[重点区域内での実施事業]

○岩国南条踊記録作成事業

(7)各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

- ・市民意識の醸成に向けた取組の推進に向けて、岩国徴古館において、岩国の歴史を中心としたテーマごとの講師による講演の開催
- ・活動継続に向けた支援、PRの促進の一環として、鵜飼実施業務、吉香鵜の里管理支援及び鵜飼養業務支援、鵜飼PR業務の実施
- ・歴史文化遺産の保存・活用に係る団体の設立・支援

[重点区域内での実施事業]

○郷土史研究会（歴史的風致を支える市民意識の醸成に関する事業）

○錦帯橋鵜飼保存事業（歴史的風致を活かした観光振興事業）

○まちづくり団体設立・育成支援事業